

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 1 2 1 号

令和 6 年 11 月 1 日

金 曜 日

目

次

告 示

○地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による使用料の徴収事務の委託 （港営課） 2

告 示

四日市港管理組合告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、放置艇に係る港湾施設使用料の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 11 月 1 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県津市栄町二丁目 466 番地

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

2 委託をした日

令和 6 年 11 月 1 日

3 委託期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 24 日まで

4 指定をした日

令和 6 年 11 月 1 日

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1－1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059－366－7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
